

2 多企財第 2 9 8 号
令和 2 年 1 0 月 2 0 日

各部（局）長 殿

市長 阿部裕行
（公印省略）

令和 3 年度（2 0 2 1 年度）予算編成方針（通達）

令和 3 年度（2 0 2 1 年度）は、第五次多摩市総合計画第 3 期基本計画の折り返しの年度となる。市制施行 5 0 周年の大きな節目の年とともに、延期となった東京 2 0 2 0 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、パルテノン多摩の改修工事をはじめ、これからのまちづくりに大きな関わりのある事業を着実に進める年度となる。一方、本年初頭から始まった新型コロナウイルス感染はいまだ収束を見せず、市民生活や経済活動への影響の長期化が懸念される状況にある。

こうした中、令和 3 年度予算では、基礎自治体として市民の生命、健康、生活を守ることを最優先とし、引き続き、感染症対策や経済活動を支える取り組みを切れ目なく行っていくものとする。あわせて、今回の新型コロナウイルス感染症を契機に、これまでの業務内容や実施手法を一から再検討し、いわゆるウィズコロナ・アフターコロナに向けたデジタル改革など新たな時代に向けた創造に取り組んでいくものとする。また、これらの取り組みにあたっては、健幸まちづくりのさらなる推進と、誰ひとり取り残さない社会への意識をもって進めていくものとする。

なお、現下の厳しい状況から、市の財政にも大きな影響が懸念される。そのため、各部・局とも事務事業の実施時期の再考や規模・手法の見直しなど最大限の努力と工夫を行い、改めて職員一人ひとりが現状を認識したうえ、全庁の総力を挙げた新年度予算編成に取り組むものとする。

については、令和 3 年度予算編成方針を以下のとおり定めるので、本通達に基づき予算を編成されたい。

〔国及び東京都の状況〕

我が国の経済動向は、内閣府が 9 月 8 日に公表した令和 2 年度第一四半期の GDP 改定値は、実質で前期比 7. 9 % 減少、年率換算では 2 8. 1 % の減少となり、戦後最大の落ち込みとなった。また、景気動向指数（7 月分速報値）の基調判断は昨年 8 月から 1 2 か月連続で「悪化」となり、リーマンショック時を超え過去最長となっている。

国の令和 3 年度予算については、7 月 2 1 日の財務大臣発言として、「政府として、感染拡大の防止と、事業と雇用を守り抜くために、2 度にわたる補正予算の迅速かつ適切な執行をはじめ、新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であること、次年度予算の対応などについて、現時点で予見することに限界があることから、令和 3 年度

の概算要求期限を1か月遅らせて9月30日とするとともに、概算要求の段階で予算額を決めず、仕組みや手続きをできる限り簡素なものとする。」としている。

一方、東京都は、令和3年度予算として、『①新型コロナウイルス感染症との闘いを乗り越え、「新しい日常」や「持続可能な都市・東京」の実現に向けて、戦略的な取組を果敢に進める、②社会変革に適応したデジタル化による都民サービスの向上など、都政の構造改革を進め、ワイズ・スペンディングの視点により無駄を一層無くし、健全な財政基盤を堅持する、③東京2020大会を都民・国民の理解を得られる安全かつ持続可能な大会として実施し、次世代へレガシーを継承する』の3点を基本方針としている。また、メリハリを強化した予算配分として「管理事務費など経常的・定型的な経費については、マイナス10%のシーリングを実施する」としている。

〔本市の財政状況〕

令和元年度決算は、各指標数値は全体的に良好であったが、市税の総額は前年度比で0.9億円の減収となり、一方歳出では、障がい者自立支援事業の伸びや幼児教育・保育の無償化に伴う扶助費の増加などから経常収支比率は90.6%と前年度比1.6ポイント増加となった。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により市税や税連動交付金の減収など、市財政も多大な影響を受けることが見込まれる。平成20年9月のリーマン・ブラザーズ経営破綻に端を発するリーマンショック時には、平成22年度決算で市民税、税連動交付金が平成19年度決算比で約19億円の減収と大きな影響を受けており、今回はそれ以上の影響も想定される。さらに、中長期的には人口減少や、高齢化の進行等により一人当たりの納税額の減少が想定されるなど、先行きを厳しく見据える必要がある。

引き続き増加する社会保障関係経費や公共施設・都市基盤の老朽化対応など、財政負担が増大することを全庁で共有し、近年続いている経常経費の増加に歯止めをかけ、効率的で持続可能な行財政運営の確立を図っていかなければならない。

また、普通交付税の不交付団体である本市は、景気動向や国の制度改正による影響を受けやすく、特に景気後退局面ではその影響が大きいことから、税制改正や社会保障制度などの動きについて十分見極めるとともに、国や都をはじめとする関係機関に対し、適時適切な働きかけを実施していく必要がある。

〔令和3年度予算編成の基本的な考え方〕

令和3年度は、戦後最大の景気の落ち込みとされる中、市税の減収など市財政にも大きな影響が想定される。こうした状況の中、市民の生命、健康、生活を守ることを最優先とし、令和2年度補正予算と令和3年度予算とを一体的にとらえ、感染症対策や経済活動などの支援については、厳しい財政状況下であっても着実に切れ目なく行っていく。一方、今回の新型コロナウイルス感染症を見直しの契機とし、業務の再構築や一時の立ち止まりも視野に入れた既存事業や計画の徹底的な見直しを確実に行っていくこととし、以下を基本的な考え方として新年度予算編成に取り組むものとする。

1 新型コロナウイルス感染症への対策

新型コロナウイルス感染症による市民生活や経済活動への影響は、長期化が懸念される状況にある。令和2年度から引き続き、感染症対策や経済活動を支える取り組みなどを切れ目なく実施すること。感染症の動向はいまだ予断を許さない状況にあることから、改善・悪化いずれの場合にも備えた準備を行うこと。あわせて、今回の新型コロナウイルスを契機にこれまでの業務内容・実施手法を一から再検討し、ウィズコロナ・アフターコロナに向けたデジタル改革などの新たな生活様式・新たな時代に向けた価値の創造に取り組むこと。

2 健幸まちづくりのさらなる推進

第3期基本計画の折り返しの年度として、「超高齢社会への挑戦」、「若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり」、「市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」の3つの重点課題に、解決に向けた18の視点から庁内が連携して取り組むことにより、基盤となる考え方である「健幸まちづくりのさらなる推進」を図っていくものとする。

なお、計画に掲げた施策や事業の実施手法、実施時期については、行財政運営の継続性、持続性を考慮し、十分に精査し直し、再度の検討を行うものとする。

令和3年度は、「地域共生社会」の実現に向け、多摩市版地域包括ケアシステムの構築と、(仮称)地域委員会構想の実現に向けた取り組みを進めるとともに、各部署で健幸まちづくりの観点から所管する施策・事業に取り組むこと。

3 新しい時代に向けた価値の創造

令和3年度は市制施行50周年の節目を迎える年となる。パルテノン多摩の改修工事や図書館本館の再整備工事、諏訪・永山まちづくり計画に基づくニュータウン再生取り組みなど市内3駅各々に大きな動きがあり、この50周年を境に今後数年間でまちの姿が大きく変わることが想定される。また、1年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定され、本市においても自転車競技ロードレースに直接関われる貴重な機会となる。この機会を今までにないまちづくりの大きな転換点ととらえ、未来への投資として新たな時代に向けた価値の創造を図り、市の持続的な成長に資する施策を展開していくこと。

4 喫緊の課題への対応と魅力あるまちづくり

今後の少子化高齢化の進行を見据え、まちの活力を維持するためにも、若者世代や子育て世代の流入と定住促進に向け魅力的なまちづくりを進める必要がある。保育所待機児童の解消など子育て・保育環境の充実や、子どもたちの「生きる力」を育むとともに、学びによる豊かな地域づくりにつながる教育環境の整備に取り組み、あわせて広く共感される本市のさまざまな魅力を効果的に広く発信していく。

また、台風や集中豪雨などの風水害被害への対応や地震への備えなど防災機能を強化するほか、気候変動対策への取り組みを強化していく。

5 留意すべき事項

- (1) 市議会の予算決算特別委員会における提案等について、その趣旨を斟酌のうえ、新年度の予算編成ほか今後の事業展開に活かすこと。併せて、監査委員からの指摘事項に留意し、歳入・歳出ともその根拠や内容を組織内で十分議論・確認し、年間の所要額を見通した適切な予算編成を行うこと。
- (2) 多摩市自治基本条例に基づくまちづくりを基本に市民生活のさらなる推進を図るため、市民との対話や情報共有、市民団体・NPOなどと様々な分野での協働を一層推進すること。また、大学や地元企業との連携をさらに進めること。
- (3) 地球温暖化対策及び廃プラスチックの削減などの実効性のある取り組みを進めるため、施設等の改修・整備や物品の購入にあたっては、環境への配慮とともに、後年度のランニングコスト削減を十分に考慮した仕様とすること。
- (4) 市民生活に影響する社会保障制度等、国や都による諸制度の改正動向に十分留意し、遺漏なきよう適切に対応するとともに、補助金等の有無に関する情報を把握、確認し、他部署での適用などを含め庁内で情報を共有し、積極的に新たな歳入確保に努めること。また、市の制度改正も含め、市民の理解を得られるよう手法等周知の工夫を図ること。
- (5) 行政評価と予算の連動の取り組みとして、評価結果に基づく施策の方向性を予算編成に反映し、目的を達成している事業や代替の方策により実施可能な事業については廃止・縮小・統合など、精査・見直し等を行うこと。
- (6) 「行財政運営手法の転換」の観点から、民間活力の導入や他自治体との共同実施など、行政の役割を再検証し、根本から手法を見直すことに加え、広告の活用など、一般財源に依存しない手法による取り組みについても引き続き推進すること。また、AIやRPA等ICT技術の活用、弾力的な人員配置による業務執行体制の構築など、より効率的かつ正確な事務執行体制の確立を図ること。また、都市基盤施設の整備・改修方法の検討を進め、都市計画税の有効な活用を図ること。
- (7) 上記のほか、令和2年8月31日付企画政策部長通知文書「令和3年度予算要求書の提出について（依頼）」を確認の上、進めること。